

社会福祉法人 大淀町社会福祉協議会 居宅介護支援事業運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人大淀町社会福祉協議会（以下「本会」という。）が実施する指定居宅介護支援事業（以下「本事業」という。）は、要介護者からの相談に応じ、その心身の状況、置かれている環境、要介護者や家族の希望等を勘案し、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、各サービスの提供が確保されるよう、指定居宅サービス事業者や介護保険施設等との連絡調整、その他必要な便宜を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 本事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行なう。
- 2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保険医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行なう。
 - 3 利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の事業者に不当に偏することのないよう、厚生中立に行なう。
 - 4 事業の運営にあたっては、大淀町、老人介護支援センター、その他指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。
 - 5 上記のほか、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」（厚生労働省第38号、平成11年3月31日）を遵守する。

(事業所の名称等)

第3条 名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 社会福祉法人大淀町社会福祉協議会
- (2) 所在地 奈良県吉野郡大淀町下湊1223番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 社会福祉法人大淀町社会福祉協議会、居宅介護支援事業所（以下「本所」という。）に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名

(管理者の職務)

管理者は、本所の介護支援専門員、その他の従業員の管理及び本事業の利用の申込みに係る調整業務の実施状況の把握、その他の管理を行なうとともに、従業者にこの規定を遵守させるため必要な指揮命令を行なう。

- (2) 介護支援専門員2名を常勤とし、利用者の状況に応じて増員する。

(介護支援専門員の実務)

介護支援専門員は、要介護者等からの相談に応じ、その心身の状況、置かれている環境、要介護者や家族の希望等を勘案し、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できる

よう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、各サービスの提供が確保されるよう、指定居宅サービス事業者や介護保険施設等との連絡調整その他必要な便宜を提供する。

- (3) その他補助職員を利用者の状況に応じて配置する。

(補助職員の職務)

管理者及び介護支援専門員の業務を補助する。

(営業日及び営業時間)

第5条 本所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日は、通常月曜日から金曜日までとする。

ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。

- (2) 営業時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

- (3) 上記の営業日、営業時間の他、電話等により、常時連絡が可能な体制とする。

(居宅介護支援事業の提供方法及び内容)

第6条 居宅介護支援事業の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所 : 本所の相談室

- (2) 使用する課題分析表の種類 : 居宅サービス計画ガイドライン
(全国社会福祉協議会方式)

- (3) サービス担当者会議の開催場所 : 本所の会議室

- (4) 介護支援専門員の開催場所 : 最低6ヵ月に1回とし、計画の実施状況及び利用者の自立した日常生活を支援する上で解決すべき課題を継続的に把握、評価するために、必要に応じて随時訪問する。

(利用料及びその他の費用等)

第7条 居宅介護サービス計画費、居宅支援サービス計画費のうち10割給付のもの以外については、介護報酬の告示上の額とする。

2 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて居宅を訪問する場合は、それに要する交通費は実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合は、次の額を徴収する。

- (1) 実施地域を超えた地点から片道おおむね10キロメートル未満 1,000円

- (2) 実施地域を超えた地点から片道おおむね10キロメートル以上 2,000円

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して、事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、原則として大淀町内とする。

(虐待防止に関する事項)

第9条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

（その他の運営についての留意事項）

第10条 事業所は、すべての訪問介護員等（登録型の訪問介護員等を含む。以下同じ。）の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3カ月以内
- (2) 継続研修 年12回

2 事業所は、すべての従業者に対し、健康診断等を定期的の実施するとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講じるものとする。

3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

5 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

6 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

7 サービスに関する利用者からの苦情に対して、円滑かつ迅速に対応するため、担当者の配置、改善措置、記録の整備等必要な措置を講じる。

8 事業所は、必要な記録・帳簿等を整備し、保存する。記録の保存期間は、サービス提供の日から5年間とする。

9 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人大淀町社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付則

この規程は、平成11年10月1日から施行する。

この規程は、平成15年6月13日から施行する。

この規程は、平成19年10月1日から施行する。

この規程は、平成25年7月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。